

第64号議案

学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部を改正する訓令

上記の議案を提出する。

令和7年9月2日

提 出 者 文京区教育委員会

教 育 長 丹羽 恵玲奈

文京区教育委員会訓令第 号

文京区立幼稚園

文京区立小学校

文京区立中学校

学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程（平成十二年三月文京区教育委員会訓令第六号）の一部を次のように改正する。

令和七年 月 日

文京区教育委員会

別表第一（第二条関係）及び別表第二（第五条関係）を次のように改める。

別表第一（第二条関係）

事由	出勤記録表示
一 出勤(三から五までに該当する場合を除き、幼稚園教育職員に限る。)	出勤
二 退勤(幼稚園教育職員に限る。)	退勤
三 週休日の出勤(五に該当する場合を除き、幼稚園教育職員に限る。)	週出
四 休日の出勤(幼稚園教育職員に限る。)	休出
五 半日勤務時間を割り振られることとなった週休日の出勤(幼稚園教育職員に限る。)	半出
六 週休日又は休日の出勤(県費負担教職員に限る。)	出
七 出張	出張
八 地方公務員法第三十九条又は教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十二条から第二十五条までの規定による研修	研修
九 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七第一項の規定による他の地方公共団体への派遣又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年東京都条例第十二号)第二条第一項若しくは外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年六月文京区条例第二十四号)第二条第一項の規定による外国の地方公共団体の機関等への派遣	派遣
十 週休日	週休
十一 週休日の振替(幼稚園教育職員に限る。)	週振
十二 週休日の変更(県費負担教職員に限る。)	休変
十三 超過勤務の代休時間(県費負担教職員に限る。)	超代
十四 休日	休日
十五 休日の代休日	代休

十六 年次有給休暇	
ア 一日単位(幼稚園教育職員に限る。)	年休
イ 一日単位(県費負担教職員に限る。)	年休 全
ウ 半日単位(県費負担教職員に限る。)	年休 半
エ 時間単位	年休
十七 病気休暇	病休
十八 公民権行使等休暇	公民
十九 出生サポート休暇(一日単位又は時間単位とし、幼稚園教育職員に限る。)	出サ
二十 妊娠出産休暇	産休
二十一 妊娠症状対応休暇	妊娠
二十二 早期流産休暇(県費負担教職員に限る。)	早期
二十三 母子保健健診休暇	母子
二十四 妊婦通勤時間	妊婦
二十五 育児時間	育児
二十六 出産協力休暇(一日単位又は時間単位とし、幼稚園教育職員に限る。)	出協
二十七 出産支援休暇(県費負担教職員に限る。)	支援
二十八 育児参加休暇(県費負担教職員に限る。)	育参
二十九 子の看護等休暇(一日単位又は時間単位とし、幼稚園教育職員に限る。)	看休
三十 子どもの看護休暇(県費負担教職員に限る。)	看休
三十一 生理休暇	生休

三十二 慶弔休暇	慶弔
三十三 災害休暇	災害
三十四 夏季休暇	夏休
三十五 ボランティア休暇	ボ休
三十六 リフレッシュ休暇（幼稚園教育職員に限る。）	リ休
三十七 長期勤続休暇（県費負担教職員に限る。）	勤休
三十八 短期の介護休暇（一日単位又は時間単位）	短介
三十九 介護休暇（一日単位又は時間単位）	介護
四十 介護時間	介時
四十一 職務に専念する義務の免除（四十二に該当する場合を除く。）	職免
四十二 勤務の軽減措置による職務に専念する義務の免除	軽減
四十三 高齢者部分休業（幼稚園教育職員に限る。）	高休
四十四 自己啓発等休業	啓発
四十五 大学院修学休業	
四十六 配偶者同行休業（幼稚園教育職員に限る。）	同行
四十七 配偶者同行休業（県費負担教職員に限る。）	同休
四十八 育児休業	育休
四十九 育児短時間勤務（育児短時間勤務の例による短時間勤務を含み、幼稚園教育職員に限る。）	育短
五十 部分休業	部休
五十一 子育て部分休暇（幼稚園教育職員に限る。）	子休

五十二 子育て部分休暇（県費負担教職員に限る。）	子部
五十三 休職	休職
五十四 停職	停職
五十五 地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第六条第一項ただし書の規定による職員団体等の業務従事（幼稚園教育職員に限る。）	専従
五十六 教育公務員特例法第十四条(公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律(昭和三十二年法律第百十七号)において準用する場合を含む。)の休職若しくは職員の結核休養に関する条例（昭和三十年三月文京区条例第一号）の規定による休養	結休
五十七 公務上の傷病（幼稚園教育職員に限る。）	公災
五十八 公務上の傷病（県費負担教職員に限る。）	公傷
五十九 通勤途上の傷病	通災
六十 事故欠勤	事故
六十一 私事欠勤（六十二から六十四までに該当する場合を除く。）	私事
六十二 遅参	遅参
六十三 早退	早退
六十四 無届欠勤	不参

備考一 県費負担教職員の出勤については、当該職員の姓を表示する。

備考二 幼稚園教育職員の時間単位の休暇等の取得については、取得時間数を表示する。

備考三 県費負担教職員の時間単位の年次有給休暇の取得については、取得時間数を表示する。

別表第二（第五条関係）

事由	出勤簿表示
一 週休日又は休日の出勤	出
二 出張	出張
三 地方公務員法第三十九条又は教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十二条から第二十五条までの規定による研修	研修
四 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七第一項の規定による他の地方公共団体への派遣又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年東京都条例第十二号）第二条第一項の規定による外国の地方公共団体の機関等への派遣若しくは外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関	派遣

する条例（昭和六十三年六月文京区条例第二十四号）第二条 第一項の規定による外国の地方公共団体の機関等への派遣 五 週休日 六 休日 七 休日の代休日 八 年次有給休暇 ア 一日単位	週 休 休 日 代 休 <table> <tr> <td>年</td><td>全</td></tr> <tr> <td>休</td><td></td></tr> </table>	年	全	休	
年	全				
休					

イ 時間単位 (出勤時間後に与えたときは、押印又は他の表示の上に表示すること。) 九 病気休暇 十 公民権行使等休暇 十一 出生サポート休暇（一日単位で与えたときは全を、時間単位で承認したときは時間数を記入する。） 十二 妊娠出産休暇	<table border="1"> <tr> <td>年</td> <td></td> </tr> <tr> <td>休</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">病 休</td> </tr> <tr> <td colspan="2">公 民</td> </tr> <tr> <td colspan="2">出 協</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">産 休</td> </tr> </table>	年		休		病 休		公 民		出 協				産 休	
年															
休															
病 休															
公 民															
出 協															
産 休															

十三 妊娠症状対応休暇		妊 娠	
十四 母子保健健診休暇		母 子	
十五 妊婦通勤時間		妊 婦	
十六 育児時間		育 児	

二十 子どもの看護休暇		看 休	
二十一 生理休暇		生 休	
二十二 慶弔休暇		慶 弔	
二十三 災害休暇		災 害	
二十四 夏季休暇		夏 休	

二十八 介護時間		介 時	
二十九 職務に専念する義務の免除		職 免	
三十 勤務の軽減措置による職務に専念する義務の免除		軽 減	
三十一 配偶者同行休業		同 休	
三十二 育児休業		育 休	

三十三 部分休業		部 休	
三十四 子育て部分休暇		子 部	
三十五 休職		休 職	
三十六 停職		停 職	

三十七 教育公務員特例法第十四条(公立の学校の事務職員の 休職の特例に関する法律(昭和三十二年法律第百十七号)にお いて準用する場合を含む。)の休職若しくは職員の結核休養に 関する条例(昭和三十年三月文京区条例第一号)の規定によ る休養	結 休
三十八 公務上の傷病	公 傷
三十九 通勤途上の傷病	通 災
四十 事故欠勤	事 故

四十一 私事欠勤（四十二から四十四に該当する場合を除く。）	私 事
四十二 遅参	遅
四十三 早退（押印又は他の表示の上に表示すること。）	早
四十四 無届欠勤	不 参
四十五 傷病欠勤	傷 欠

四十六 介護欠勤		介 欠	
四十七 育児欠勤		育 欠	
四十八 勤務を割り振られない日		非 出	

付 則

この訓令は、令和七年十月一日から施行し、改正後の学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程は、令和七年四月一日から適用する。

学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程（平成十二年教育委員会訓令第六号）新旧対照表

改正後（案）	現行
○学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程 平成十二年三月三十日 文教委訓令第六号 第一条～第七条（略） <u>付 則</u> <u>この訓令は、令和七年十月一日から施行し、改正後の学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程は、令和七年四月一日から適用する。</u> <u>別表第一（第二条関係）</u> <u>【別記1 参照】</u> <u>別表第二（第五条関係）</u> <u>【別記2 参照】</u>	○学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程 平成十二年三月三十日 文教委訓令第六号 第一条～第七条（略） <u>（新設）</u> <u>別表第一（第二条関係）</u> <u>【別記1 参照】</u> <u>別表第二（第五条関係）</u> <u>【別記2 参照】</u>

【別記1】

改正後（案）		現行	
事由	出勤記録表示	事由	出勤記録表示
一～七（略）		一～七（略）	
八 地方公務員法第三十九条又は教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十二条から第二十五条までの規定による研修	研修	八 地方公務員法第三十九条又は教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十二条から第二十四条までの規定による研修	研修
九～十八（略）		九～十八（略）	
十九 出生サポート休暇（一日単位又は時間単位とし、幼稚園教育職員に限る。）	出サ	（新設）	
二十 妊娠出産休暇	産休	十九 妊娠出産休暇	産休
二十一 妊娠症状対応休暇	妊娠	二十 妊娠症状対応休暇	妊娠
二十二 早期流産休暇（県費負担教職員に限る。）	早期	二十一 早期流産休暇（県費負担教職員に限る。）	早期
二十三 母子保健健診休暇	母子	二十二 母子保健健診休暇	母子
二十四 妊婦通勤時間	妊婦	二十三 妊婦通勤時間	妊婦
二十五 育児時間	育児	二十四 育児時間	育児
二十六 出産協力休暇（一日単位又は時間単位とし、幼稚園教育職員に限る。）	出協	二十五 出産協力休暇（一日単位又は時間単位とし、幼稚園教育職員に限る。）	産協
二十七 出産支援休暇（県費負担教職員に限る。）	支援	二十六 出産支援休暇（県費負担教職員に限る。）	支援

二十八 育児参加休暇（県費負担教職員に限る。）	育参	二十七 育児参加休暇（県費負担教職員に限る。）	育参
二十九 子の看護等休暇（一日単位又は時間単位とし、幼稚園教育職員に限る。）	看休	二十八 子の看護休暇（一日単位又は時間単位とし、幼稚園教育職員に限る。）	看休
三十 子どもの看護休暇（県費負担教職員に限る。）	看休	二十九 子どもの看護休暇（県費負担教職員に限る。）	看休
三十一 生理休暇	生休	三十 生理休暇	生休
三十二 慶弔休暇	慶弔	三十一 慶弔休暇	慶弔
三十三 災害休暇	災害	三十二 災害休暇	災害
三十四 夏季休暇	夏休	三十三 夏季休暇	夏休
三十五 ボランティア休暇	ボ休	三十四 ボランティア休暇	ボ休
三十六 リフレッシュ休暇（幼稚園教育職員に限る。）	リ休	三十五 リフレッシュ休暇（幼稚園教育職員に限る。）	リ休
三十七 長期勤続休暇（県費負担教職員に限る。）	勤休	三十六 長期勤続休暇（県費負担教職員に限る。）	勤休
三十八 短期の介護休暇（一日単位又は時間単位）	短介	三十七 短期の介護休暇（一日単位又は時間単位）	短介
三十九 介護休暇（一日単位又は時間単位）	介護	三十八 介護休暇（一日単位又は時間単位）	介護
四十 介護時間	介時	三十九 介護時間	介時
四十一 職務に専念する義務の免除（四十二に該当する場合を除く。）	職免	四十 職務に専念する義務の免除（四十一に該当する場合を除く。）	職免
四十二 勤務の軽減措置による職務に専念する義務の免除	軽減	四十一 勤務の軽減措置による職務に専念する義務の免除（幼稚園教育職員に限る。）	軽減
四十三 高齢者部分休業（幼稚園教育職員に限る。）	高休	（新設）	
四十四 自己啓発等休業	啓発	四十二 自己啓発等休業	啓発

四十五 大学院修学休業	学休	(新設)	
四十六 配偶者同行休業（幼稚園教育職員に限る。）	同行	四十三 配偶者同行休業（幼稚園教育職員に限る。）	同行
四十七 配偶者同行休業（県費負担教職員に限る。）	同休	四十四 配偶者同行休業（県費負担教職員に限る。）	同休
四十八 育児休業	育休	四十五 育児休業	育休
四十九 育児短時間勤務（育児短時間勤務の例による短時間勤務を含み、幼稚園教育職員に限る。）	育短	四十六 育児短時間勤務（育児短時間勤務の例による短時間勤務を含み、幼稚園教育職員に限る。）	育短
五十 部分休業	部休	四十七 部分休業	部休
五十一 子育て部分休暇（幼稚園教育職員に限る。）	子休	(新設)	
五十二 子育て部分休暇（県費負担教職員に限る。）	子部	(新設)	
五十三 休職	休職	四十八 休職	休職
五十四 停職	停職	四十九 停職	停職
五十五 地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第六条第一項ただし書の規定による職員団体等の業務従事（幼稚園教育職員に限る。）	専従	五十 地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第六条第一項ただし書の規定による職員団体等の業務従事（幼稚園教育職員に限る。）	専従
五十六 教育公務員特例法第十四条(公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律(昭和三十二年法律第百十七号)において準用する場合を含む。)の休職若しくは職員の結核休養に関する条例（昭和三十年三月文京区条例第一号）の規定による休養	結休	(新設)	

<u>五十七</u> 公務上の傷病（幼稚園教育職員に限る。）	公災	<u>五十一</u> 公務上の傷病（幼稚園教育職員に限る。）	公災
<u>五十八</u> 公務上の傷病（県費負担教職員に限る。）	公傷	<u>五十二</u> 公務上の傷病（県費負担教職員に限る。）	公傷
<u>五十九</u> 通勤途上の傷病	通災	<u>五十三</u> 通勤途上の傷病	通災
<u>六十</u> 事故欠勤	事故	<u>五十四</u> 事故欠勤	事故
<u>六十一</u> 私事欠勤（ <u>六十二</u> から <u>六十四</u> までに該当する場合を除く。）	私事	<u>五十五</u> 私事欠勤（ <u>五十六</u> から <u>五十八</u> までに該当する場合を除く。）	私事
<u>六十二</u> 遅参	遅参	<u>五十六</u> 遅参	遅参
<u>六十三</u> 早退	早退	<u>五十七</u> 早退	早退
<u>六十四</u> 無届欠勤	不参	<u>五十八</u> 無届欠勤	不参

【別記2】

改正後（案）		現行	
事由	出勤簿表示	事由	出勤簿表示
一 週休日又は休日の出勤	出	一 週休日又は休日の出勤	出

二 出張	出張	二 出張	出張
三 地方公務員法第三十九条又は教育公務員特例法 (昭和二十四年法律第一号) 第二十二条から第二 十五条までの規定による研修	研修	三 地方公務員法第三十九条又は教育公務員特例法 (昭和二十四年法律第一号) 第二十二条から第二 十四条までの規定による研修	研修
四 <u>地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) 第 二百五十二条の十七第一項の規定による他の地方 公共団体への派遣又は外国の地方公共団体の機関 等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和 六十三年東京都条例第十二号) 第二条第一項の規 定による外国の地方公共団体の機関等への派遣若 しくは外国の地方公共団体の機関等に派遣される 職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年六月文 京区条例第二十四号) 第二条第一項の規定による 外国の地方公共団体の機関等への派遣</u>	派遣	(新設)	

<u>五</u> 週休日	週 休	<u>四</u> 週休日	週 休
<u>六</u> 休日	休 日	<u>五</u> 休日	休 日
<u>七</u> 休日の代休日	代 休	<u>(新設)</u>	
<u>八</u> 年次有給休暇 ア 一日単位	年 休 全 休	<u>六</u> 年次有給休暇 ア 一日単位	年 休 全 休

イ 時間単位 (出勤時間後に与えたときは、押印又は他の表示の上に表示すること。)	<table border="1"> <tr> <td>年</td> <td></td> </tr> <tr> <td>休</td> <td></td> </tr> </table>	年		休		イ 時間単位 (出勤時間後に与えたときは、押印又は他の表示の上に表示すること。)	<table border="1"> <tr> <td>年</td> <td></td> </tr> <tr> <td>休</td> <td></td> </tr> </table>	年		休	
年											
休											
年											
休											
九 病気休暇	<table border="1"> <tr> <td>病</td> <td>休</td> </tr> </table>	病	休	(新設)							
病	休										
十 公民権行使等休暇	<table border="1"> <tr> <td>公</td> <td>民</td> </tr> </table>	公	民	七 公民権行使等休暇	<table border="1"> <tr> <td>公</td> <td>民</td> </tr> </table>	公	民				
公	民										
公	民										
十一 出生サポート休暇 (一日単位で与えたときは全を、時間単位で承認したときは時間数を記入する。)	<table border="1"> <tr> <td>出</td> <td>協</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	出	協			(新設)					
出	協										

十二 妊娠出産休暇	産 休	八 妊娠出産休暇	産 休
十三 妊娠症状対応休暇	妊 娠	(新設)	
十四 母子保健健診休暇	母 子	九 母子保健健診休暇	母 子
十五 妊婦通勤時間	妊 婦	十 妊婦通勤時間	妊 婦

<u>十六 育児時間</u>	育 児	<u>十一 育児時間</u>	育 児
<u>十七 出産協力休暇（一日単位で与えたときは全を、 時間単位で承認したときは時間数を記入する。）</u>	出 協	<u>(新設)</u>	
<u>十八 出産支援休暇</u>	支 援	<u>(新設)</u>	
<u>十九 育児参加休暇</u> <u>ア 一日単位</u>	育 参	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	

イ 時間単位（出勤時間後に与えたときは、押印又は他の表示の上に表示すること。）	育 参	(新設)	
二十 子どもの看護休暇	看 休	十二 子どもの看護休暇	看 休
二十一 生理休暇	生 休	十三 生理休暇	生 休
二十二 慶弔休暇	慶 弔	十四 慶弔休暇	慶 弔

二十三 災害休暇	災 害	(新設)	
二十四 夏季休暇	夏 休	十五 夏季休暇	夏 休
二十五 ボランティア休暇	ボ 休	(新設)	
二十六 短期の介護休暇 ア 一日単位	短 介	十六 短期の介護休暇 (新設)	短 介

イ 時間単位（出勤時間後に与えたときは、押印 又は他の表示の上に表示すること。）	短 介 介 護 介 時 職 免	(新設) 十七 介護休暇 十八 介護時間 十九 職務に専念する義務の免除	介 護 介 時 職 免
---	--	--	---

<u>三十 勤務の軽減措置による職務に専念する義務の</u>		<u>(新設)</u>	
<u>免除</u>	軽 減		
<u>三十一 配偶者同行休業</u>	同 休	<u>(新設)</u>	
<u>三十二 育児休業</u>	育 休	<u>三十 育児休業</u>	育 休
<u>三十三 部分休業</u>	部 休	<u>三十一 部分休業</u>	部 休

三十四 子育て部分休暇	子 部	(新設)	
三十五 休職	休 職	三十二 休職	休 職
三十六 停職	停 職	三十三 停職	停 職
三十七 教育公務員特例法第十四条(公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律(昭和三十二年法律第百十七号)において準用する場合を含む。)の休職若しくは職員の結核休養に関する条例(昭和三十年三月文京区条例第一号)の規定による休養	結 休	(新設)	

三十八 公務上の傷病	公 傷	二十四 公務上の傷病	公 傷
三十九 通勤途上の傷病	通 災	二十五 通勤途上の傷病	通 災
四十 事故欠勤	事 故	二十六 事故欠勤	事 故
四十一 私事欠勤（四十二から四十四に該当する場合を除く。）	私 事	二十七 私事欠勤（二十八から三十までに該当する場合を除く。）	私 事

<u>四十二</u> 遅参	遅	<u>二十八</u> 遅参	遅
<u>四十三</u> 早退（押印又は他の表示の上に表示すること。）	早	<u>二十九</u> 早退（押印又は他の表示の上に表示すること。）	早
<u>四十四</u> 無届欠勤	不 参	<u>三十</u> 無届欠勤	不 参
<u>四十五</u> 傷病欠勤	傷 欠	<u>三十一</u> 傷病欠勤	傷 欠

<u>四十六</u> 介護欠勤	介 欠	<u>三十二</u> 介護欠勤	介 欠
<u>四十七</u> 育児欠勤	育 欠	<u>三十三</u> 育児欠勤	育 欠
<u>四十八</u> 勤務を割り振られない日	非 出	<u>三十四</u> 勤務を割り振られない日	非 出